

[令和5年5月24日改正、6月1日施行]

《120～121頁》「制裁規程に関する細則」一部改正

新	旧
<p>(審議に値すると認めるとき)</p> <p>第6条 規程第7条第1項に規定するその他審議に値すると認めるときは、本会の<u>役員使用人等</u>に対する指導、勧告、処分に関する規則第15条第6項及び第27条第6項に基づく綱紀委員会からの報告を受けた場合とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この改正は、令和5年6月1日から施行する。</u></p>	<p>(審議に値すると認めるとき)</p> <p>第6条 規程第7条第1項に規定するその他審議に値すると認めるときは、本会の<u>会員役職員</u>に対する指導、勧告、処分に関する規則第13条第5項に基づく綱紀委員会からの報告を受けた場合とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>